明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別表六の二（三）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

法人税額の特別控除額及び調整前連結税額超過額の計算

各連結法人の当期税額控除可能額の合計額（6の合計）	1	円	法人税額の特別控除額（(1)と(3)のうち少ない金額）	4	円
調整前連結税額（別表一の二「2」）	2		調整前連結税額超過額 (1)－(4)	5	
当期税額基準額 (2)×$\frac{90}{100}$	3				

当期税額控除可能額及び調整前連結税額超過構成額の明細

適用を受ける各特別控除制度			当期税額控除可能額 6	調整前連結税額超過構成額 7
試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除	当期分	①	別表六の二(五)「22」 円	円
中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	②	別表六の二(六)「18」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③	別表六の二(七)「12」	
平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	④	別表六の二(八)「10」	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑤	別表六の二(三)付表「1の③」	別表六の二(三)付表「2の③」
	当期分	⑥	別表六の二(十)「25」	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑦	別表六の二(十一)「15」	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑧	別表六の二(三)付表「1の⑥」	別表六の二(三)付表「2の⑥」
	当期分	⑨	別表六の二(十二)「25」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑩	別表六の二(三)付表「1の⑪」	別表六の二(三)付表「2の⑪」
	当期分	⑪	別表六の二(十三)「26」	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫	別表六の二(十四)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬	別表六の二(十五)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑭	別表六の二(十六)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮	別表六の二(十七)「16」	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑯	別表六の二(十八)「28」	
		⑰	別表六の二(十八)「34」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑱	別表六の二(十九)「25」	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑲	別表六の二(三)付表「1の⑭」	別表六の二(三)付表「2の⑭」
	当期分	⑳	別表六の二(二十)「25」	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉑	別表六の二(三)付表「1の⑰」	別表六の二(三)付表「2の⑰」
	当期分	㉒	別表六の二(二十一)「26」	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓	別表六の二(二十二)「22」	
中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔	別表六の二(二十三)「19」	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉕	別表六の二(二十四)「21」	
復興産業集積区域等において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉖	別表六の二(三)付表「1の㉒」	別表六の二(三)付表「2の㉒」
	当期分	㉗	別表六の二(二十五)「31」	
復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉘	別表六の二(二十六)「21」	
合計				(5)

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）